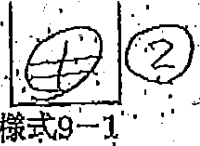


本店送付済 (運転管理G 本店その他(福島事務所・他()))

送付日 平成23年3月11日 16時45分



原子力災害対策特別措置法第15条第1項の基準に達したときの報告様式 (原子炉施設)

平成 23 年 (3) 月 11 日
 発信時刻: _____ 時 _____ 分

経済産業大臣, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿骨折

報告者: 福島第一原子力発電所長 吉田 昌郎
 連絡先 0240-32-2101(代) (_____) G

第 15 条 報 告

原子力災害対策特別措置法15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態に該当する事象が発生しましたので、以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所	福島第一原子力発電所 1-2号機
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻	平成 23 年 3 月 11 日 16 時 36 分 (2.4時間表示)
発生した原子力緊急事態に該当する事象の概要	原子力緊急事態に該当する事象の種類 ① 敷地境界放射線量異常上昇 ⑦ 格納容器圧力異常上昇 ② 放射性物質通常経路異常放出 ⑧ 圧力抑制機能喪失 ③ 火災爆発等による放射性物質異常放出 ⑨ 原子炉冷却機能喪失 ④ 原子炉外臨界 ⑩ 直流電源喪失 (全喪失) ⑤ 原子炉停止機能喪失 ⑪ 炉心溶融 ⑥ 非常用炉心冷却装置注水不能 ⑫ 停止時原子炉水位異常低下 ⑬ 中央制御室等使用不能
	想定される原因 <input type="checkbox"/> 特定 <input checked="" type="checkbox"/> 調査中
検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備等の状態等	1-2号機の原子炉水位の監視がとちり、15時45分、注水状況がわからなくなったため、急のため、原法15条に該当すると判断しました。
その他事象の把握に参考となる情報	_____ _____ _____

備考: 別紙は様式8-1の別紙と同じ